

霧島市国分キャンプ海水浴場の施設の管理条例の一部改正について

霧島市国分キャンプ海水浴場の施設の管理条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市国分キャンプ海水浴場の施設の管理条例の一部を改正する条例

霧島市国分キャンプ海水浴場の施設の管理条例（平成17年霧島市条例第254号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第3号まで」の次に「及び第5号」を、「第4号」の次に「及び第6号」を加える。

第2条の2の見出し中「期間等」を「時間」に改め、同条第1項中「テントの使用期間及び」を「キャンプサイトの」に改め、同項の表を次のように改める。

施設の名称	区分	使用時間
バンガロー施設及び キャンプサイト	1泊	午後5時から翌日の午前9時まで
	休憩	午前10時から午後4時まで

第5条第2項中「現金で前納」を「使用する日までに納付」に改める。

別表第1中「テント施設」を「キャンプサイト」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条、第10条の2関係）

施設の名称	区分	使用料		備考
バンガロー施設	基本料金（1棟）	1泊	2,810円	
		休憩	1,060円	
	1人当たり	1泊	1,570円	未就学児は無料
		休憩	590円	未就学児は無料
テント持込料	1張りにつき	1泊	1,610円	1人用は810円

		休憩	610円	1人用は310円
売店	1月につき		55,000円	
シャワー室	温水シャワー 5分につき		100円	
更衣室	コインロッカー 1回		100円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の霧島市国分キャンプ海水浴場の施設の管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策と利用者の利便性向上を目的として新たに整備する施設について使用料を設定すること等から、本条例の所要の改正をしようとするものである。